

○周南市農業委員会農地法関係事務の指針を定める要綱

令和3年4月1日農委要綱第2号

周南市農業委員会農地法関係事務の指針を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地法（昭和27年法律第229号）の規定により周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の権限に属することとされた事務及び市長の権限に属する事務の委任規則（平成15年周南市規則第8号）第7条第1号の規定により委員会に委任された事務の適正かつ円滑な執行を図るため、別に定めるものを除くほか、農地法関係の事務の指針について必要な事項を定めるものとする。

(自治事務)

第2条 委員会は、農地法に係る自治事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第8項に規定する自治事務をいう。）の処理について、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく国の考え方、事務処理上の留意点等で、事務の運営その他の事項に係る技術的な助言である「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の農地法の運用についての規定により適正かつ円滑に処理するものとする。

(第1号法定受託事務)

第3条 委員会は、農地法に係る第1号法定受託事務（地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務をいう。）の処理について、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）の農地法関係事務に係る処理基準の規定により適正かつ円滑に処理するものとする。

(第2号法定受託事務)

第4条 委員会は、農地法に係る第2号法定受託事務（地方自治法第2条第9項第2号に規定する第2号法定受託事務をいう。）の処理について、山口県の事務処理又は山口県が示す事務処理の例により適正かつ円滑に処理するものとする。

(農地法関係事務処理要領等)

第5条 委員会は、農地法の規定に基づく事務の処理(使用する文書等の様式を含む。)

について、前3条に定めるもののほか、農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の農地法関係事務処理要領並びに山口県の農地法関係事務処理要領（令和6年7月山口県農林水産部農業振興課）及び農地法施行細則（平成21年山口県規則第78号）の規定により適正かつ円滑に処理するものとする。

（その他）

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月1日農委要綱第6号）

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。